

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成25年9月25日(水)午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第3・4裁判員選任手続室（法廷棟2階）

3 出席者

司会者 入江 猛（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 森島 聡（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 水野 将徳（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 早川 充（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 永井 敦史（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 2番, 3番 3人

4 議事内容

（司会）まず最初に私の方から皆さんの担当された事件のおおまかな内容などを1番さんから順番に紹介させていただき、その都度、担当された方に感想などをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。1番さんが担当されたのは、強盗強姦、強盗とその機会の強制わいせつの事案です。内容的には、夜間帰宅途中の被害女性に対し、カッターナイフを突き付けるなどして、現金を奪った上、抵抗できないでいる被害女性を強姦したりわいせつ行為を行ったりしたという事件3件です。自白事件で、争いはなかったようですが、第1回公判から判決までは5日間で、そのうち審理期間は4日間でした。それでは1番の方、全体的な感想などをお願いいたします。

（1番）なにせ初めてのことだったので、非常に不安でしたが、幸い、3人の裁判官の方も易しく分かりやすい説明をしていただきまして、不安が取れて進行

できたというのが印象です。

(司会) 次に2番さんが担当されたのは傷害致死の事件で、被告人が2人の事件です。国道をバイクや自動車で集団走行していた被告人らを追い抜いた被害者との間で交通トラブルとなり、被告人らが意思の連絡はなく被害者の顔面などを殴ったりして外傷性くも膜下出血を被害者に生じさせて死亡させたというものです。暴行の程度や内容、被告人のどちらの暴行で外傷性くも膜下出血が生じたか特定できるかなどについて争いがありました。合計14日間でそのうち審理期間は10日間でした。それでは、2番の方、全体的な感想をお願いいたします。

(2番) 全体的には裁判官、特に裁判長の的確な指示などがあって裁判そのものはスムーズに行われたと思います。傷害致死でも同時犯というちょっと変わった事件で、自分なりに家に帰って法律書を読んで頭に入れたのですが、果たしてこれでどうなのかと、いろいろなことを考えたりしました。結果的に3日ちょっとの証人調べで、医師の所見、2人の被告人の陳述、検察官と弁護士さんそれぞれの見解が示されました。裁判の流れそのものについては、私は耳がちょっと遠いので最初の2日間は聴こえにくく、すごく緊張しました。途中で裁判長にお願いして席を替えてもらって聴こえるようになりました。それからのことを振り返ってみますと、証人の声が小さい。また、弁護士さんでもジェスチャーが巧みな方もみえたのですが、ストレートな答えが出ないような弁論をされたりということがありました。また、謝罪文についてちょっと疑問を感じたんですが、謝罪文は本人が書いて本人が法廷で述べればよいことですが、1人の方は自分でしっかり謝罪文を読み上げていましたけれども、もう1人の方は弁護士さんが謝罪文を読まれていました。あれはおかしいのではないかと感じました。総括的に裁判そのものはうまくいったんじゃないかなと思っております。

(司会) ありがとうございます。3番さんが担当されたのは、強盗致傷、暴行、

窃盗の事件です。3件ありまして、いずれも通行中の年配の女性を狙ってバッグをひったくろうとして暴行を加え、うち1件が強盗致傷となり、残り2件は暴行と窃盗となった事案です。争いがなく合計4日間で審理期間も4日間というものでした。それでは3番の方、全体的な感想をお願いします。

(3番) 裁判員裁判については関心はあったのですが、どういうものか全然分かっていませんでした。どんな事件に参加するのか不安で、怖い事件だったらどうしようかとか思いましたが、殺人事件のようなものではなかったので少し安心しました。裁判員としてすごく皆さん活発な意見が出ていましたし、とても話しやすい雰囲気だったのでほっとしたところがあります。判決がこのように決まるのだということを知って、裁判員の存在は大きいなということも感じました。裁判官の方からも丁寧に説明などしていただけたので、私なりにきちんと努め上げられたのかなと思います。参加して良かったと思いました。

(司会) ありがとうございます。それでは事前にお配りした質問事項ですが、今回は、裁判員候補者に選ばれてから判決終了後に至るまでの各段階で、負担に感じたことなどをお伺いするものです。順番にお尋ねをしていきたいと思えます。まず、最初の段階ですけれども、裁判員候補者に選ばれたという通知を受け取られてから選任手続の当日までの期間に関するものです。候補者に選ばれたという通知を受け取られてから選任手続の当日までの間に不安などを感じられたことがありましたでしょうか。あったとすればそれはどのようなものでしたでしょうか。この点についてお伺いをしたいと思います。1番の方をお願いします。

(1番) この段階ではまだ事件の内容を分かっていなかったもので、私1人でやっている職場なものですから、この期間、もし決まったら代替の人を探さなくてはいけないのでそれが非常に心配でした。それぐらいですね。

(司会) 2番の方お願いいたします。

(2番) 私の場合は丁度、呼出状が5月10日ごろに着きましたが、それが届いたころ妻の認知症がひどくて、実際には毎晩戦争のような状態でした。呼出状をいただいたときに、ひょっとしてくじに当たるんじゃないかと予感がしたものですから、施設に入れる時期にも来ていると思いましたが、ケアマネージャーと相談して2日間テストで施設に入れました。それから6月21日に選任手続がありましたので、前日の20日から判決の下りる7月12日までショートステイで入れておいた訳です。たまたま選任の日にくじ引きに当たって選任されましたが、実はそれで良かったなと思いましたが、施設に行ったのでその間、頭を整理でき、安心して裁判の間はやっておれと。私の場合は特殊だと思いますが、そういう不安があったことは間違いありません。

(司会) それでは3番の方がいかがでしたでしょうか。

(3番) 本当に選ばれるのだろうかと思っていました。もし選ばれても裁判の内容によっては自分では無理なものもあるんじゃないかと思って不安でした。

(司会) 「裁判の内容によっては」というのはどのようなことなのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

(3番) さっき出ていたような、殺人事件とか。やはり子供の殺人というのは嫌だなと思っていましたし、性犯罪も女性としては参加しにくいと思っていました。

(司会) 子供の殺人事件とは、子供が被害者となるということですか。

(3番) そうです。

(司会) 今の関係で検察官や弁護士の方から何かご質問はございますでしょうか。

(検察官) ただいま事件の内容に関して御不安があったということですがけれども、その不安というのは具体的にどういったところから不安を感じられるのか、罪質に着目されての話なのか、日常生活に関連して何か特にお感じになることがあるのであれば教えていただければと思います。

(司会) 3番の方お願いします。

(3番) いろんな資料とかが出てきて、そういうものを見た場合にそれがずっと残ってしまうような不安です。

(司会) では先に進めさせていただきたいと思います。今度は選任手続当日についてのお話です。選任手続当日に事件名や事件の概要をお知りになったと思いますが、当日、質問票に回答を書く上で、例えば、取り調べる証拠の中に遺体の写真があるということなど、事件名や事件の概要の他にもこういう点を教えてほしいと思われた事項がありましたでしょうか。自分が担当した事件以外でも、仮に殺人とか傷害致死とかいう事件だった場合にはこういうことを教えてほしいと思う、ということがあればそれも併せてお答えいただきたいと思います。では1番の方お願いします。

(1番) 私の場合は特にそういうことは考えていなかったし、感じてもしなかったです。

(司会) 特に事件とかで不安を覚えたりとかはこの段階ではなかったと。

(1番) はい。

(司会) では2番の方はいかがでしたでしょうか。傷害致死という事件名や内容を聴かれて何か不安に感じたことがあったかどうかということですが。

(2番) 不安そのものは何も感じませんでした。けれど、ふと思ったのは、これがなぜ、殺人という罪名でなく傷害致死となったのか。もっとも、後で疑問は解けましたけど。ふと、そういうことを感じました。

(司会) 中身の点はともかくとして、選任手続期日の当日に、質問票を記載する上では何かこういう情報も教えてほしかったということはありませんか。

(2番) それについては、私は、真実を知るには実際のものがあった方が良くないかと思いました。

(司会) 事前に知らせてほしいということはありませんかとお聞きしてよろしいですか。

(2番) はい。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 私は、もしそうならば、あらかじめ知らせてもらった方が心の準備ができるのかなというふうに思いました。

(司会) もう少し具体的にお聴きすると、例としては遺体の写真の話をあげたんですけども、それ以外にも何かございますでしょうか。3番の方は強盗致傷などの事件だったわけですけども、それとの関係で後から思い返してこういう点を、当日、質問票を記載する上で教えてほしかったということはありませんでしょうか。

(3番) 特にありません。

(森島裁判官) もし殺人事件で、遺体の写真があると書いてあったら、やはりこれは何か不安があるということを経験した際に裁判官に伝えておきたいと思われましたか。

(3番) 思っていました。

(森島裁判官) そうするとそれは個別に質問をして是非そういう機会を設けてほしいということになりますかね。

(3番) 個別と集団とあったので、私の担当した事件はこれなら大丈夫と思ったので集団の方に行ったのですが、もしそういう内容なら多分私は個別の方に行ったと思います。

(森島裁判官) ありがとうございます。

(司会) 今のをもう少し具体的にお伺いすると、場合によってはそこで辞退の申出なんかもしたいと、そういうお考えでしょうか。

(3番) そう思っていました。

(司会) 検察官、弁護士の方よろしいでしょうか。それでは選任手続期日から公判開始までの期間についてお尋ねしたいと思います。選任手続期日から公判開始までは、午前中の選任手続に引き続いてその日の午後から公判を行う場合、

選任手続の翌日から公判が開始される場合、金曜日に選任手続を行って翌週月曜日から公判を行う場合などがありますが、選任手続後、公判開始までに一定の期間を空けることは必要でしょうか。必要だと思われる方はどのような理由からそのように思われますでしょうか。また必要でないと思われた方もその理由をお願いしたいと思います。いつも1番さんからなので3番さんの方からお願いします。

(3番) 私の担当したのは午前中の選任手続に引き続いてその日の午後から公判だったのですが、何かよく分からないうちに入ってしまった。4日間という間だったので、私はそのまま良かったかなと思うんですが、長い場合は、その辺り、よく分かりません。

(司会) よく分からないまま入ってしまったというのは、もう少し時間があれば、こういう点を準備したかったとか、そういうことがおありになるのでしょうか。

(3番) 準備とかそういうことも全然考えられなくて、選任手続が終わってからそのまま、すーっと違う部屋に連れられて行って、その後、話が始まって、もう始まったんだというような感覚だったのです。どうなんでしょうね。時間があっても多分何も考えられないと思うんですけど。

(司会) 一定の期間があった方が良いかどうかというのはどうですか。

(3番) 期間があるということは延びるんですよ。

(司会) 延びますね。

(3番) 仕事のことも考えると、できれば短期間に終わっていただいた方がありがたいので、私としては何とも言えないですけど。早くという方が集中できるし、それはそれで良かったのかなと思うんですけど。

(司会) ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 私の場合は、金曜日に選任手続が行われて翌週月曜日から1週間通して証人調べなどがあって、3週間ほどで判決が下りたんですが、呼出状に日にち

が全部書いてありますので、妻を施設に入れたんです。普通、勤めている人では3週間も関わるような裁判だと、1週間くらい空けた方が良いんじゃないかと思いました。例えば、役所や金融機関での用事を済ませる必要のある人もあるんじゃないかと思うんです。私の場合は選任されるんじゃないかという予感がしたので、日程を見て事前にそういうことはみんな済ませておきましたけど、一般の人は、長期の裁判については選任手続から実際の審理までに1週間空けた方が良いんじゃないかと思いました。

(司会) 選任手続から1週間ぐらい後から公判期日を始めたほうが良いと、そういう考えですか。

(2番) はい。

(司会) 1番の方はいかがでしょうか。

(1番) 私の場合も、金曜日に選任手続を行って翌週月曜からの開始でしたが、やはり仕事の関係で、日数を空けずに詰めてもらった方が私の場合は良かったです。

(司会) それは選任手続を午前にやって午後からというのでもよいということですか。

(1番) 私の場合はその方が都合が良かったですね。

(司会) 土日が間に挟まるというのも、やはり仕事の関係で差し支えがございますでしょうか。

(1番) ありました。

(司会) 土日も仕事されるということですかね。検察官、弁護士の方からは、いかがでしょうか。

(弁護士) 3番の方にお伺いしますが、午前中に選任手続をやってすぐに始まってしまった、あっという間に始まってしまったということをおっしゃったんですが、最初に検察官や弁護人から、こういう事件の内容だということが説明されると思うんですけども、それは落ち着いて聴くことができたのか、それ

とも分からないままに過ぎ去ってしまったという印象なのか、その辺はどうでしょうか。

(3番) ちゃんと聴けたと思います。

(司会) 更に進めまして、公判期日についてお伺いをいたします。証拠として提出されたものに関して審理の中で精神的に不安を感じられたものがございましたでしょうか。担当された事件ではそういった証拠はなかったものの、仮にこういう証拠があったとしたら負担に感じるというようなものはありますでしょうか。1番の方いかがでしょうか。

(1番) 私の場合は全くそういうことは感じません。やはり証拠は証拠として全てあった方が良く私は思っています。

(司会) 遺体の写真や解剖の写真などでも特に抵抗はございませんでしょうか。

(1番) はい。抵抗があるなしというんじゃなくて、やはりそれは必要だと思っています。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 私どもの方は直接死体の状況の写真などではなく、イラストでみな表示されていまして、全く問題なかったと思います。

(司会) 直接遺体の写真とか解剖の写真が出るような場合には、やはりそういうのに負担とか不安は感じられますでしょうか。

(2番) 私の方はむしろ出された方が納得いくと思います。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 私の担当した事件は、そのようなものはなかったもので、別に良かったと思います。

(司会) 被害の再現状況とか、そういう写真はございましたでしょうか。

(3番) ありました。

(司会) それについては何か不安を覚えるというようなことはございませんでしたでしょうか。

(3番) ありませんでした。

(司会) では、仮定の話になって恐縮なんですけれども、仮に、殺人とか傷害致死とか、そういう人が死亡したような事案において、こういう証拠では、やはり負担を感じるというものはございますでしょうか。

(3番) 個人的なことになってしまいますが、心の負担というか不安はあると思います。でも、先程言われたみたいに、やはり裁判にとってはきちっとしたものが出ないといけないのかなというふうに思いました。

(司会) こういうものについては負担を感じるというものがあつたら、今ここで率直に述べていただきたいんですけども。個人の意見で結構です。

(3番) 写真といってもどんな写真が出るのかも全然分からないので何とも言えないんですけど、本当にドラマとかそういう世界しか分からないので、自分ではよく分かりません。本当にそういうものを見てしまったらどうなるんだろうというの思います。

(司会) 今ちょっと2番の方から話が出たんですけども、負担に感じられるような証拠が写真であるような場合、それがイラストとか図面に置き換えられた場合にはその負担が軽減されるというふうに思われるかどうかという点と、それともそういう配慮をするよりもむしろ裁判員の辞退の方を緩やかに認めてもらいたいと感じるかどうかという点についてはどうでしょうか。3番の方はどうですか。ちょっと難しい質問になるかもしれませんが。

(3番) イラストや図面に置き換えられて、それで特に問題がなければそれでも良いですし、緩めていただければ緩めていただきたい、両方です。

(司会) 選任手続の当日、質問票を記載する上で事件の内容とか証拠の内容を知らせてほしいというようなお話でしたね。場合によっては辞退を申し出たいというようなお話でしたね。そうしますと、具体的にそういう写真が入っているということであれば、緩やかに辞退を認めてもらった方がありがたいと、そういうようにお感じですか。

(3番) そんな感じですか。

(司会) 検察官や弁護士の方から何かございますか。検察官の方は特にどういう証拠を出すかということで利害関係がおりになるかと思えますけれども、死因とかそういうのが問題となったような場合、もしくは被告人が認めているような事案でも請求されることは、これまではあったと思うんですが、いかがでしょうか。

(検察官) これまでのお話と重なるかもしれませんが、実際関与されたお立場を離れて、真実にたどり着くために、より積極的にこういった生の証拠を顕出されるべきとお考えであるのか、それとも、一般の方が裁判員として広く参加されるという現状を踏まえて、その辺の配慮というものが広くされるべきと一般的にお考えなのか。実際に関与された皆様のお立場を踏まえて、一般論ではございますけれども、お感じになるところがあれば教えていただければと思います。

(司会) ちょっと難しい質問ですけれども、お感じになるところを率直にお述べいただきたいと思います。1番の方いかがでしょうか。

(1番) 精神的に感じるというのは個性があって、それは何とも言えませんが、判決に参加する以上は真実はなるべくそのまま出してもらった方が良く私は思います。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 私もその通りだと思います。むしろ私の場合は、そこを見せていただけるといふ実況見分を、裁判官の方や他の方と一緒にいったら、もっと事件のことがよく分かったんじゃないかと思うのですが、そういった点がちょっと物足りなかったなと思います。事務手続だとか裁判の日程だとかいろいろな関係で配慮があって、そういったことは省略されたんだろうと思いますが、真相を知るには実況見分が一番大事なんだと思います。それがなかったのがちょっと残念だなと、そういう気がしております。

(司会) 人によって個性、感じ方がそれぞれ違うと思いますので、ここでは女性の方お1人だけですけども、今検察官から出た質問に対しては、いかがでございましょうか。

(3番) やはり裁判ですから、そこに自信がない、不安という人は辞退をさせてもらった方が良いのかなと今話を聴いていてそう思いました。やはりイラストとかそういったものでは伝わらないことがあるのかなというような感じがしましたので、そこへ行くのにも最初から、ちょっと、という方は、辞退を認めてもらえる方が良いのかなというふうに思いました。

(司会) ただ、そういった方が皆辞退されてしまうと特定の方だけが入ってくるような形にもなるかと感じたりもしますが、そこら辺はいかがでしょうか、3番の方は。

(3番) たまたま私が今ここでこう言っているだけで、いろんな女性もいますし、大丈夫だと思います。私個人としてはそう思いますが、全ての人がそういうふうな考え方ではないので。今まで、裁判員裁判をされて、女性の方も殺人事件とか参加されていると思いますが、その辺りはどんなものでしたか。みんな、嫌だっというようなことは言ってみえないですよ。

(司会) 覚せい剤の密輸入の事件で裁判員裁判をやったときには、女性の方で、この事件でよかった、血を見るのはとても苦痛なのでそういう事件ではとても耐えられない、というふうに言われていた方はおられました。ですから人によって感じ方は様々でして、強く不安を覚えられる方もおられるようですし、そうでない方もおられると思います。

(森島裁判官) 私が担当した事件も危険運転致死という、自動車運転によって人が死亡した事故なんですけども、選任手続の直後にまず質問があったのが、遺体の写真を見なければいけないんでしょうかという御質問がありました。実際には、それは遺体の写真はない形での証拠調べになっていましたが、まず裁判員として選ばれるときの不安として思い浮かんだのがその点で、しかも

死亡事件だということで、まず質問したいと思いましたがというように言っておられました。それも女性の方でしたが、その方はやはり配慮は必要ではないかと言っておられました。もちろん辞退を緩めるという点もあると思うんですが、証拠自体、見る必要がなければそういうものがないようにしていただくという配慮は当然やっていただいた方が良くないかというような御意見はおっしゃってました。

(水野裁判官) 私が担当した事件の中には、そういう写真はなかったのですが、殺人事件で、事件の内容を言葉で聴いているだけでも、どうも頭にいろいろな場面が思い浮かんでしまって辛い思いをしたとおっしゃる方もいました。典型的には、写真だとか、そういうリアルなものなんでしょうけれども、それ以外の面でも負担に感じられる方、そういう個性を持っていらっしゃる方もいるんだなと思ったことはございました。

(弁護士) 1番と2番の方にお聴きしますが、今回、2番の方の事件は、2人の被告人がどの程度殴ったのかだとか、そういったことがちょっと問題になっていますが、仮に全くそういったことが問題になっていなくて、死亡したこと自体は特に争いがない事件を想定した場合に、お医者さんが書いた死亡診断書以外に、被害者の方が亡くなったときの写真とかが必要だというふうにお考えでしょうか。

(司会) 2番の方からどうぞ。

(2番) 私はそういう写真があれば見せていただいた方が良いと思います。ドラマの見過ぎかどうか知りませんが、やはり現場が一番という考え方を持っておりますので、できるだけそういうものをね。選任するときに、そういうのを見たらストレスが起きるからどうだこうだというような方は辞退されればよいと思うんです。要するに、私が思うのは、最初いただいた本にいろいろ書いてありましたけれども、これは国民の義務として行うもので、この期間は特別公務員ですね。公務員であれば公務員としての誇りを持って仕事をやる

べきだと思うんです。真相を法廷内の審理で知って、そして求刑がどう、判決がどう、どれだけが妥当かと決めるべきだと思うんです。

(司会) 1番の方どうでしょうか。

(1番) 私も負担に感じることは感じますが、やはり証拠となりうるものは、審理に参加する以上は全部見たいというのが私の気持ちです。

(司会) 今負担にはお感じになるということで、やはりそういうのを見る上では負担に思われることはあるということですか。

(1番) そうですね。ただ、それ以上に見なければ駄目だという義務の方が強いですよ。

(司会) そうすると、人によって、そこには個性、差がございますので、場合によってはいろいろな配慮を加えた方が良いだろうし、もしくは辞退を緩やかに認めることも必要だと、そういうふうにお考えですか。

(1番) そうですね、そう思います。

(森島裁判官) 心配するのは、選任手続でこの情報をお伝えして辞退を広く認めることにしても、責任感の強い方は、やはり見るべきじゃないかと言って辞退を申し出ず、でも実際に写真を見たらやはりこれはショッキングで、後で残ってしまったと、これを一番心配しています。辞退を緩和する、辞退を広く認めるだけではなかなかこういう問題は防げないのではないかという気もしています。負担に感じる可能性があるのであれば、個性もあるので、やはり何とか負担を感じないもので足りればその方が良いのではないかという気がしているんですが。裁判に関わるのであれば見るべきだという思いで辞退をしないで来てくださるような方も今後いらっしゃるんですかね。

(1番) そう思うんですけど、ただ、私が関わった事件では、補充裁判員を活用する方法を、途中からでもよいですから、取れたら良いんじゃないですかね。

(司会) それでは更に次の質問に入らせていただきます。法廷内、例えば傍聴席とか若しくは法廷の柵の内側もそうですけれども、法廷内に、被告人、被害

者又はそれらの関係者がいるような場合に、そのような関係者から自分の姿を見られることについて不安や負担を感じられたことはありましたでしょうか。まず、この点についてお伺いをしたいと思います。1番の方いかがでしたでしょうか。

(1番) やはり不安に感じたのが事実です。ただし、それを見たからこそ真剣に考えて進めなければ駄目だなというふうに思いました。

(司会) もう少し具体的にお伺いしますが、どのような場面で負担を感じられたかを教えていただけますでしょうか。

(1番) 例えば被告人が話をするとき、親族の方を含めて顔が見えますが、当然逆もありますよね。そういうときにやはり顔色を見て動かされるのが人間ですから、非常にそれが負担になったというか、感じました。

(司会) 被告人と目を合わせることができなかったという裁判員の方もおられますが、そういうようなこともありましたでしょうか。

(1番) それはなかったです。積極的に見ていました。

(司会) 2番の方はいかがでしたでしょうか。

(2番) 私の場合は全くありませんでした。

(司会) 特に被害者の関係者とか被告人とかから見られることについて、何か、目を合わせるのが嫌だとか、お感じにならなかったですか。

(2番) あくまでこちらは裁判員で向こうは証人だとか被害者、被告人ですから、そういう考え方で見て聴いておりましたので全く不安感とかそういうものはなかったです。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 自分が見られることについての不安や負担は別に感じませんでした。ただ、家族の方が泣いてみえる姿なんかを見ると、こちらが少し動揺してしまうので、あまり見ないようにはしていました。やはり年代が近いとかそういう関係があったので、親の気持ちが伝わってきてしまったというのはありました。

(司会) 1番の方にお尋ねしますが、そういう不安や負担感から、証人として、例えば被告人の関係者とか、被害者及びその関係者が出てくる場合に、負担から質問がしにくいとか、そういうことを感じられたことはありましたでしょうか。

(1番) それは感じませんでした。

(司会) 被告人に対してはどうでしたでしょうか。

(1番) 一緒です。

(司会) 先ほど言われましたように、負担には感じるんだけども義務感から質問したとか、そういうようなことはありましたでしょうか。

(1番) 裁判員は私1人ではないものですから、評議で話を段階的につけていく中で、そういうことは段々と感じないようになって質問できるようになりました。

(司会) 2番の方はお感じにならないということでしたですね。3番の方は質問という観点からではどうでしたでしょうか。証人尋問とか被告人質問の関係で、何か負担に感じて質問しにくいというようなことを感じられたことがあったかどうかということですが。

(3番) 被告人に対して質問しましたが、別にそれが不安や負担とか、そういうのは全くなかったです。ただ、何を質問してよいのかなとか、こんな質問してよいのかなという、そういう不安はありました。

(司会) 質問内容が的確かどうかとかそういう面での不安があったということですか。

(3番) そうですね、はい。

(司会) 事前に、裁判官との間で、こういうことを質問しますというような話をされたりはしなかったのでしょうか。

(3番) しなかったです。何でもよいからどうぞ質問してくださいという感じだったので、こんな質問してよいのかなと感じました。でも、実際に、1人の裁

判官が最初に質問をされて、見本というか、こんな感じでやってくださいみたいな感じのことがありました。普通の一般市民としてこんなこと聴いてよいのかなとも思いましたが、後で思うとそういうことでよいんだというふうに思いました。

(司会) 質問の順序としては、まず裁判官がしてからそれから裁判員がされるということですか。

(3番) 1人の裁判官の方が、一応こんな感じで質問しますからというふうに言われて、質問してみえましたが、それを見て、「ああ、そういうふうにするんだ。」みたいな感じでした。内容的なことはみんなそれぞれ感じるものが違うので、何を質問しようかと思って一生懸命考えました。でも、実際には全然違うことを質問してしまい、もっといろいろなことを質問すればよかったと後で思いました。だから、質問の内容についての不安はありました。

(司会) 3番さんにお伺いしたいのですが、どのようにすれば負担なく被告人などに質問ができたと思われませんか。

(3番) 私は、裁判官から、被告人などに対して、どのようなことでもよいので質問してくださいと言われていましたが、自分の質問に不安を感じる部分もありました。裁判官が、質問内容をあらかじめ確認してくれると負担が軽減されたと思います。

(司会) 別の事件の裁判員の方から、裁判員は、被告人や被害者の関係者などから姿を見られるため、裁判員にも法服のようなものがあれば良いと思うとお伺いしたことがあります。その方は、「服装で自分が特定されるので嫌だ。」という趣旨でおっしゃっていたのですが、この点については、いかがでしょうか。

(1番) 当初は、私も不安でしたが、徐々に不安が薄れていきました。特段、私は、今のままで良いと思います。

(2番) 私も、今のままで問題ないと思います。

(3番) 今のままで良いと思います。

(司会) お昼に食堂などへ行くときや審理が終わり帰宅する際など、何か不安を感じた点はありましたか。例えば、庁舎内で関係者と遭遇しそうになり不安を感じたなどについて教えていただけますでしょうか。

(1番) 当初3日間くらいは不安でした。しかし、不安は徐々に薄れていきました。

(司会) 実際、お昼に食堂へ行く際など、事件関係者に会ったことがありましたか。

(1番) 私は、事件関係者と法廷近くの廊下で会いましたが、特段、何とも思いませんでした。

(2番) そのようなことは、ありませんでした。

(3番) 私も、ありませんでした。

(司会) 裁判員の方が帰宅される際、事件関係者がしばらく庁舎内に留まっていることがあります。裁判所としても、事件関係者と裁判員の方が遭遇しないよう時間をずらして帰宅していただいたり、庁舎の別の出入口を案内するなど配慮させていただいたことがありました。そのような点についても、皆さんは、不安を感じることはなかったということですか。

(裁判員経験者全員) (頷く)

(弁護士) 執行猶予が付いた被告人の事件は、被告人と裁判員の接触について、弁護人としても気を遣うことがあります。

(司会) その際は、庁舎のどの辺りで接触したのでしょうか。

(弁護士) 庁舎の1階ロビー周辺です。

(司会) 次に、朝の集合時刻、審理の終了時刻については、いかがでしたでしょうか。

(3番) 集合時刻は、午前9時から午前10時までだったので、それくらいで良かったと思います。

(2番) 選任期日の集合時刻は午前9時でした。この日は、通勤ラッシュと重なり、余り良い感じがしませんでした。帰宅時間は、通勤ラッシュと重ならないよ

う配慮されていたので良かったです。

(1番) 私は、何の支障も感じませんでした。

(司会) 休憩時間の長さや、休憩を取るまでに行った審理時間の長さなどについて、何か感じられたことはありましたか。

(1番) 昼休みの長さは、ちょうど良い時間だったと思いました。

(司会) 審理の途中の短い休憩時間は、いかがでしたでしょうか。

(1番) 皆さんとお話ができる時間もあり、良かったと思います。

(司会) 皆さんが法廷で質問する前、裁判官は休憩時間を長く取るなどの配慮をしておりましたでしょうか。

(1番) そのような配慮もありました。

(司会) 審理の途中の休憩時間は15分くらいだったと思います。その休憩の長さについては、いかがでしたか。

(2番) 審理の間、私は緊張していました。しかし、休憩が入ると気が抜けてしまう部分がありましたので、休憩時間は、もう少し短くて良いと感じました。

(3番) 審理時間の長さは、何ら不都合を感じませんでした。最終日に、3時間くらい休憩がありましたので外に出たいと思いました。もし、事前に長い休憩時間があると分かっていたら、前日にお弁当を注文せず、外で食事をしたと思います。前日に、休憩の予定を知らせてもらえると良かったと感じました。

(司会) それは最終日の話ですか。

(3番) そうです。

(司会) その休憩後、皆さんは、判決の内容を確認されたのですか。

(3番) そうです。

(司会) 判決書が作成されるまで休憩をされたということでしょうか。その休憩の前、裁判官から、これから判決書を作成しますといった説明はありませんでしたか。

(3番) 当日はありましたが、お弁当の注文を前日にしてしまったということです。

- (司会) 例えば、裁判員裁判の審理期間が2週間以上になる場合、水曜日などに、1日休みを入れた方が良いなどといった御意見があればお聴かせください。
- (1番) 仕事の関係から、私の場合は、審理を集中してもらった方が良いと感じました。
- (2番) 私は無職なので、特に問題がありません。第1週は休みがなかったのですが、翌週水曜日が休日で良かったと思いました。
- (司会) どのような観点から良かったと思われたのですか。
- (2番) 休日の水曜日に、保健所、市役所、郵便局へ行くことができました。午後5時過ぎは、役所が閉まっていますので助かりました。
- (3番) 仕事のことを考えると、連続で審理を進めてほしいと思いました。
- (検察官) 1番さん、3番さんにお伺いいたします。先ほど、仕事の事情から連続した期日が好ましいと感じた旨をお伺いさせていただきました。その理由としては、集中して審理に取り組めるからなのか、仕事の都合上からの消極的な理由なのか、この辺りを教えてください。
- (1番) やはり審理は、集中的に進めてもらった方がやりやすいと感じました。
- (3番) 私も1番さんと同じ意見です。
- (弁護士) 審理を1週間も続けると疲労が蓄積すると思います。仕事に影響がないならば、水曜日くらいに休日があっても良いと思うのですが、いかがでしょうか。
- (1番) 休日も事件のことを考えてしまうので、期日は連続した方が嬉しいです。
- (3番) 私も同じ意見です。裁判は連続で進めてもらって、早くすっきりしたいと思いました。
- (司会) 2番さんはどうですか。
- (2番) たくさん休憩をいただいているので問題ないのですが、私は、高齢なので体力が落ちています。私のような者にとっては、途中で休憩があると助かります。

(司会) 空調の効き具合など、法廷や評議室の過ごしやすさはいかがでしたか。こういう点が改善されればもっと快適だったというようなことはありましたか。

(3番) 評議室は、眺めが良く過ごしやすかったです。部屋の空調は、午前8時半から入っていましたが、8月だったので暑いと感じることがありました。法廷では、緊張していたので暑いとも寒いとも感じませんでした。

(2番) 私は、冷房の設定も、控え室のコーヒーなども、充分だったと思いました。

(1番) 法廷では、集中していたので、暑いと感じませんでした。評議室には雑誌があり気分転換になったので、ゆっくりすることができました。審理期間が長いと4日くらいで読み切ってしまうので、もう少し雑誌を増やしてもらえると良いと思いました。

(司会) 帰宅後、皆さんは、どのように自宅で過ごされたのでしょうか。例えば、事件のことを思い出したりして負担を感じられるようなことがありましたか。

(1番) 裁判の間は、寝付きが悪かったです。初めは1人で考えて決めるものだと思っていましたので、被告人、そのお母さん、被害者の顔を思い出すことがありました。

(司会) 期日が進むに従って、その状況は続いたのでしょうか、それとも少しずつ慣れていったのでしょうか。

(1番) その状況は、期日が進んでも同じでした。しかし、最終日のみんなの合意で決めるということが分かって楽になった印象があります。

(水野裁判官) 一定の結論が出た後は、楽になったということでしょうか。

(1番) そうですね。私だけで判断をしたのではなく、みんなで同じようなことを考えて結論を出したので気分が楽になりました。

(司会) それまでは、1人で考えてしまい寝付きが悪かったということですか。

(1番) そうですね。

(2番) 毎日、裁判長は、気を利かせてくれて、裁判所を離れてからは、裁判のことを考えないようにしてくださいねとの気遣いの声を掛けてくれましたが、

帰宅途中の電車や、布団に入ってから10分くらいは、自ずと翌日の予定を考えてしまうことはありました。しかし、眠れないということは、ありませんでした。

(3番) 何となく裁判のことを思い出してしまい寝付きが悪いという日がありました。判決宣告日の帰路は、経験したことがないくらいどきどきしましたが、他の裁判員の方々と帰り道で相談するうちに、気分が落ち着いたということがありました。

(司会) そうすると、他の裁判員と話す機会があった方が気分的に楽だったという感じでしょうか。

(3番) 私は、皆さんと休憩時間に雑談することで落ち着きました。評議室は、とても良い雰囲気だったと思います。

(司会) 3番さんにお尋ねですが、もう少し裁判所の配慮があれば、負担感が軽くなったと感じた点があれば教えてください。

(3番) 特にないです。

(水野裁判官) 裁判員同士で雑談をするきっかけがあったならば、それを教えていただけますでしょうか。

(3番) 補充裁判員を含む裁判員は男性5人、女性3人でした。その年齢は近かったです。話をすることが好きな方が、ムードメーカーとなってくれました。その方は、朝早くに登庁していて、みんなで雑談ができたことも大きいと感じました。裁判員の中には、気難しい方もいませんでした。

(司会) 裁判を終えた後、裁判員として参加したことで、何らかの負担を感じられたことはありましたか。あったとすれば、それはどのようなことでしたか。

(1番) 具体的に負担を感じたことはありません。しかし、裁判員としての責任を感じたことがありました。

(2番) 私の場合は、別に何の抵抗もありませんでした。裁判が終わったときは、ほっとしました。

(3番) 特段、負担に感じた点はありません。裁判員をして良かったという感想を持ちました。

(司会) 裁判が終わった後、皆さんの生活に変化はありましたか。

(1番) 全く変化はありません。

(2番) 翌日、判決の内容が新聞に掲載されていました。この事件について、控訴されるかどうか気になりました。

(3番) じっくり裁判の記事を読むようになりました。中日新聞に裁判員裁判のコラムがあることも初めて知り、今はそれを読むようになりました。担当事件は、執行猶予が付いた事件でしたので、その後、被告人がどのようなになっているのか知る機会があれば良いと思いました。

(水野裁判官) 執行猶予が付いた事件について、裁判官も、その後の被告人の様子は分かりません。もっとも、保護観察が付いた事件では、被告人の様子が保護観察所から送られてくる報告書などから分かる場面もあります。

(弁護士) 裁判が終わった後、弁護士などに聴きたいと思点はありましたか。

(1番) そうですね。被告人は、借金をして賠償金を支払ったと聴きました。その借金が返済されたのかどうか聴きたいと思いました。

(2番) 担当事件は、若い被告人だったので将来どうするかと思いましたし、小さい子供がいるのに、だんなさんが亡くなられた事案でしたので、私では、どうにもできませんが、かわいそうだなあと感じていました。

(3番) 特にありません。

(司会) 審理や評議の期間中に、こういう点に配慮してもらえとなお良かったと感じられた点がありますか。また、こういう点を配慮してもらえたので良かったと思った点があれば、併せてお聴かせください。

(1番) 評議室の雑誌は、良い気分転換になりました。今後、雑誌の種類や量を増やして欲しいと思いました。その他は特にありません。

(2番) 審理、評議の期間について、私は良い配慮があったと思いました。

(3番) 改善点は、特に思い当たりません。

(司会) 裁判員経験者として、これから裁判員となられる方にアドバイスをお願いします。

(1番) 滅多にある機会ではないので、参加をすれば勉強になると伝えたいです。

(2番) 私は、裁判員としての仕事に誇りを持って参加させていただきました。これから裁判員になる方には、裁判所から送付されたパンフレットをしっかりと読み、納得してから裁判員になり、誇りを持って臨んでほしいと思います。

(3番) 私は、周囲の方に裁判員の経験をお伝えしています。これから裁判員を経験される方も増えると思います。たくさんの方々が裁判員を経験することによって、事件への関心も変わると思うので、是非、参加して欲しいと思います。

(司会) 今回のテーマにかかわらず、この場でお話したい点があればお聴かせいただけますでしょうか。

(2番) 私は左耳が全く聴こえません。法廷で使われているマイクは、聴こえづらいと感じました。手に持つマイクの方が良く聴こえると思いました。

(1番) 審理の中で出された検察官と弁護人の資料は対照的でした。具体的に言うと、検察官の資料は、カラーで視覚的にも分かりやすいものでした。弁護人の資料は、内容的には過不足ないものでしたが、もう少し図示するなどの方法で分かりやすくした方が良いと感じました。

(司会) 本日はありがとうございました。今後に御意見を活用させていただきたいと思います。法曹三者からも感想をいただきたいと思います。

(森島裁判官) 本日は、貴重な御意見をありがとうございました。明日からも裁判員裁判の予定がございます。早速、本日の貴重な御意見を反映させたいと思います。ありがとうございました。

(水野裁判官) 貴重な御意見ありがとうございました。マイクの関係については、録音用マイクと拡声用マイクの使い分けがあり、いろいろと難しい部分もあ

りますが、何かと工夫をすべきところがあると感じました。雑誌の点は、予算面の問題もありますが、工夫を重ね改善をしていきたいと思います。

(検察官) 本日は、貴重な御意見をありがとうございました。今後の仕事に生かしていきたいと思います。

(弁護士) 皆様が、使命感を持って裁判員の仕事に取り組まれていると感じました。

弁護士の活動について、弁護士会での研修にも生かしていきたいと思います。

(司会) 本日はありがとうございました。

以 上